

2023年7月14日

内閣府政策統括官
経済安全保障ご担当様

一般社団法人 電子情報技術産業協会
特許専門委員会

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に関する意見

1. はじめに

このたびは、標記件につき、意見する機会を頂き、感謝申し上げます。

電子情報産業技術協会（JEITA）は、特許出願の非公開制度に関わる会員企業が多いことから意見を募り、以下のとおり、申し述べさせていただきます。

2. 各論

2-1. 第12条関連

① 意見1（第12条第1項各号）：

（意見内容）

産業への影響を最小化するべく、国際特許分類（IPC）を細かく指定して特定技術分野を絞って頂いたことをまず高く評価します。一方で、ある発明が特定のIPCに該当するか否かの判断は必ずしも容易ではありません。そこで、出願人の判断を補助するために、発明の内容に基づいてIPCを予測するツール（日本語および英語に対応）の提供をご検討頂くようお願いいたします。

（理由）

一意に決定することが困難なIPCの性質上、政令指定IPCに該当するかどうかを出願人が完璧に判断することは不可能です。その結果、外国出願禁止違反が罰則対象（経済安全保障推進法第94条）であることを踏まえると、出願人としては保守的に運用せざるを得ません。すなわち、出願人がビジネス戦略上の理由から外国での第一国出願を望む場合には、政令指定IPCに該当しない可能性が高い出願についてまでも念の為、事前確認（経済安全保障推進法第79条）を申請せざるを得なくなります。しかし、結果として、その多くが特許非公開の対象ではないとすれば、本来不要であった事前確認のための日本語書類作成と審査に要した期間の分、外国出願が遅れることとなります。特許出願の非公開制度の影響が本来対象外の出願に及ぶこのようなことは、ツールを活用するなどして極力避けるべきです。例えば、特許庁におけるAI技術活用アクションプランの成果である、外国語文献

への特許分類付与 AI ツール（注 1）を一般の利用に供することをご検討頂くようお願いいたします。

（注 1）「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和 4～8 年度版）について」

これまでのアクションプランの主な成果

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2022/sanko_1.pdf

② 意見 2（第 12 条第 1 項各号）：

（意見内容）

国際特許分類の下位分類で、更なる細分化が可能な特定技術分野があるが、今後さらに特定技術分野を国際特許分類の下位分類を用いて限定することを検討する可能性はありますか。

（理由）

特許庁の一次スクリーニングでなるべく保全指定の候補となる範囲を絞り込むべきと考えます。

③ 意見 3（第 12 条第 1 項第 1 号、第 40 号、第 45 号、第 46 号）：

（意見内容）

例えば、第 12 条第 1 項第 40 号では国際特許分類に加えて「量子ドット又は超格子に関するもの」との限定事項が付されているが、この限定事項に該当するものをどのようにして抽出するのでしょうか。基本指針第 2 章第 1 節では、特定技術分野は「特許庁長官が行う第一次審査において定型的な形で審査を可能にさせる」としており、例えば、国際特許分類で抽出された案件をさらにキーワード検索で絞り込むなど、何らかの方法で案件を抽出するのだと思いますが、その方法について、明確に示して頂きますようお願いいたします。

（理由）

特定技術分野に該当するか否かの判断は、予見性を確保すべきと考えます。

④ 意見 4（第 12 条第 1 項第 14 号、第 15 号、第 16 号、第 19 号、第 20 号、第 30 号、第 32 号、第 33 号、第 34 号、第 35 号、第 37 号、第 39 号）：

（意見内容）

上記防衛装備品関連の特定技術分野の範囲が想定以上に広く、また、特許庁の一次スクリーニング後の内閣府での保全審査については、基準が公開されていない（基本指針パブコメ No. 51）ことを踏まえると、どの程度の出願が保全指定されるのか予見しづらいです。特定技術分野に指定される案件のうち保全指定されるも

の割合や可能な範囲での保全審査の基準について説明して頂きますようお願いいたします。

(理由)

保全指定に関して、ある程度の予見性を確保すべきと考えます。

- ⑤ 意見5 (第12条第3項第1号:「我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明」):

(意見内容)

第12条第3項第1号には、付加要件として、「我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明」と規定されています。しかし、この規定ぶりでは、令和5年4月28日に閣議決定された基本方針に記載の「付加要件に関する考え方」を表現しきれていないと考えます。当該基本方針の考え方に沿って、もう少し軍事・防衛に特化した技術・発明に限定されるように、第12条第3項第1号の規定ぶりを修正すべきと考えます。

(理由)

令和5年4月28日に閣議決定された基本方針の「第2節 付加要件に関する考え方」によれば、「民生分野の産業や市場に展開される可能性を含んだ技術の分野であっても、例えば、当初から防衛・軍事の用に供する目的で開発された場合や国の委託事業において開発された場合など、発明の経緯や研究開発の主体といった技術分野以外の角度からの絞り込みを付加すれば、軍事・防衛に特化した技術領域に近づき、…保全指定をすべき発明が含まれ得る領域を限定的に抽出できるものもあると考えられる。そこで、技術分野以外の角度からもう一つの絞り込みを付加することにより、その条件を満たす場合に限り適用される特定技術分野を定める途を開くのが、付加要件である」と記載されており、付加要件として、防衛・軍事に特化した技術・発明に限定すべき、との意図が明記されています。

一方、第12条第3項第1号には、一つ目の付加要件として、「我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明」と記載されています。「用に供するため」の解釈次第ですが、基本指針に記載されているような「当初から防衛・軍事の用に供する目的で開発されたもの」という表現や「専ら防衛・軍事の用に供するもの」という表現にはなっていないため、民生分野の産業や市場に普通/主に展開される技術・発明であっても、民生分野に加えて軍事・防衛分野にも適用可能な技術・発明であれば、それらもすべて付加要件の対象になり得る表現になっています。すなわち、文言上は全てのデュアルユースを含み得る表現になっているため、基本指針の考え方を反映しきれていないと考えます。したがって、「用に供するため」との記載ぶりを、「当初から防衛・軍事の用に供する目的で開発されたもの」あるいは「その経緯や目的などから軍事・防衛に特化した技術領域の発

明」などのように、もう少し軍事・防衛分野に特化した表現に修正して頂きたいと考えます。もう少し軍事・防衛分野に絞り込まないと、産業に与える弊害が大きくなってしまふこと（健全なイノベーションを阻害し、経済発展を徒に抑制する可能性）が懸念され、少なくとも保全審査に回される出願件数は多くなってしまふ、この点での影響も大きいことを懸念します。

⑥ 意見 6（第 12 条第 3 項第 2 号、3 号、4 号）：

（意見内容）

「国」の範囲を明確にして頂きたい、ご検討をお願い致します。例えば、国立大学法人は国に含まれないと考えてよいのか、明確にして頂きたいをお願い致します。

（理由）

予見可能性を確保するためです。

⑦ 意見 7（第 12 条第 3 項第 3 号）：

（意見内容）

いわゆるデュアルユース関連の特定技術分野のうち、付加要件を考慮しても日本版バイ・ドール法に該当する国プロ成果特許は内閣府の保全審査に付されることになるが、これもどの程度の出願が最終的に保全指定されるのか予見しづらいです。企業側が実施の制限を警戒し、国プロのアウトプット等に関し、知財活動を萎縮させる懸念があります。国プロの趣旨を考慮し、企業側の知財活動を促進するように、さらに特定技術分野の範囲を狭める等の対応をご検討頂きますようお願いいたします。

（理由）

国プロ関連技術の保全指定に関して、ある程度の予見性を確保すべきと考えます。

2-2. 第 14 条関連

① 意見 8（第 14 条第 1 号）：

（意見内容）

日米防衛特許協定に関する手続きの詳細を早期に公表し、日本で保全指定を受けた発明の米国出願の扱いについて明らかにして頂きますようお願いいたします。

（理由）

本来、日米防衛特許協定の手続細目（日本で保全指定を受けた発明の米国出願の扱い）が政令と同時に公表されるべきところですが、現状では手続細目の内容は国民が通常の努力により入手できる状態にはありません。このため、日米防衛特許協定第 3 条の「類似の取扱」がいかなる内容か明らかではなく、日本で保全指定をさ

れた発明について米国出願した場合に、常に外国出願禁止の例外要件（第14条第1号に記載された日米防衛特許協定第3条に基づく例外要件）を満たすのかどうかは判然としません。例えば、日本では特許非公開の対象となる技術だが米国では秘密特許制度の対象とならない技術分野が存在する場合に、第14条第1号の例外に該当するの否か、明確にして頂きますようお願いいたします。

締結時から今日に至るまで70年近く日本に特許非公開制度が存在しなかった為に、実質的に一方向の効力しか有しない協定であったことを踏まえ、これを初めて双方向に適用するのであれば、国民に対してそれ相応の説明がなされるべきと考えます。外国出願禁止違反が罰則の対象（経済安全保障推進法第94条）であることから、予見性と透明性のある運用を求めます。

② 意見9（第14条）：

（意見内容）

外国出願禁止違反に対して罰則が課せられることに鑑みれば、第14条の「外国出願の禁止の例外」には、他国の発明者と日本にいる発明者とが共同で発明をした場合に、他国の第一国出願義務遵守のために外国出願をした場合など、出願人の過失とは言えないようなケースも想定した規定がなされるべきと考えます。

また、日本で第一国出願をするためには他国の政府に発明内容を提出して日本出願の許可を得る必要がある国も存在することから、日本で保全指定を受けた時には既に他国の政府に出願内容を開示済みということも起こり得ます。

異なる国の発明者がオンライン環境で共同発明をする実態を捉えきれていない制度になっています。

それに比して罰則の適用条件が厳格に過ぎると考えます。各国制度の相違を吸収できるような例外規定を設けることもご検討頂きますようお願いいたします。

（理由）

他国の制度と比較すると、例えば米国で外国出願禁止違反の罰則対象となるのは既に秘密保持命令が出された発明について外国出願をした場合に限られますが、日本の経済安全保障推進法第94条では、外国出願をしてから後になって保全対象だったことが分かった場合にも罰則対象になるという大変厳しい規定となっています。

他国の第一国出願義務を遵守したことで罰則対象となり得る一方で、日本で第一国出願をしようとする他国政府に発明内容を開示する必要がある、というような矛盾を抱える制度では、特許出願をせずに秘匿化または公開を選択することを助長しかねません。制度趣旨に反するような制度設計は避けるべきと考えます。

本来であれば、経済安全保障推進法第94条での罰則の適用は、保全指定を受けていながら外国出願をした場合等に限定されるべきですが、そのような条文とな

っていない以上、罰則の適用が適切とは言えない場合を外国出願禁止の例外として政令第14条に規定して頂きますようお願いいたします。

3. 最後に

以上のように意見を述べさせて頂きましたが、慎重にご検討頂きますようお願い致します。

以上